



# やまと 得々ミニ情報

第8号

1996年3月1日

大和木材株式会社

〒891-11

日置郡郡山町郡山1466番地

TEL : 099-298-2288(代)

FAX : 099-298-2290

## …改正消費税への対応準備は大丈夫ですか？…

いよいよ来月（4月1日）より消費税が5%になります。既にミニ情報1、2号で、経過措置や主な変更事項はお知らせしましたが、今回は実務的な情報です。

Q；平成9年4月1日以降すべて5%になるのですか？

A；以下の経過措置によるものは現行3%のままで。

### ①平成8年9月30日までに契約した請負工事やリース料

請負工事は、3月末まで完成予定での契約であっても諸々の事情で4月以降に流れ込んだとしても、9月30日以前に契約をしていれば3%のままで。但しこの場合でも請求書や領収書に3%である旨、記載することが必要です。契約が10月1日以降の場合は5%となります。

また、車やコピー、コンピューター等のリース契約（平成8年9月30日以前に契約したもの）については、そのリース期間満了まで3%です。

②平成9年3月31日以前に購入した乗車券や入場券はそのまま使えます。

③電気、ガス、水道及び電話等の4月中の支払額は3%のままで。

Q；簡易課税制度が見直され、課税売上2億円超で本則課税となりますが、どこの時点での売上が基準となるのですか？

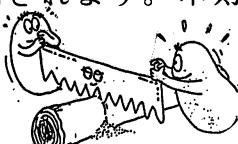
A；法人の場合、平成7年度決算で売上が2億を超えたところは、平成9年度より本則課税となります。また、個人の場合は平成8年度分の決算が2億以上の場合平成10年度より本則課税となります。

Q；簡易課税の場合、みなし仕入率はどうなるのですか？

A；建設・製造業はほとんど第三種事業となり、70%の仕入率を認められますが、材料支給をうけた手間請や賃加工及び機械等の修理や固定資産の売却は第四種事業となり60%の仕入率となり、帳簿の整理等が難しくなります。

Q；4月1日以前に仕入れた物を4月1日以降に返品する場合はどうなりますか？

A；3%の消費税で仕入れた品は、4月以降でも3%の消費税で返品されます。本則課税の場合、帳簿にその旨記載の必要があり大変複雑になります。



### ※商品情報

高騰を続けておりました木材も徐々に下がりはじめきました。小割物（ノゴメ、サン）はまだ高いですが、その他は低下傾向を示し始めました。

サイディング等の建材は品不足が深刻化しており、納期2ヶ月以上というものもあるようです。

(お問い合わせは、お客様サービス係の森園まで)